

第 3 1 回議会力向上会議記録（抄）

（30. 2. 6）

一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

1. 議会における業務継続計画について（「堺市議会業務継続計画（BCP）案」参照）

ワーキンググループが取りまとめたBCP案（別紙）について、ワーキンググループメンバーを代表して裏山議員より説明が行われた。

加えて、ワーキンググループの総意として以下の2点について提案があった。

（提 案）

- ①BCPに規定される「堺市議会災害対策会議」の法的位置づけについて検討していただきたい。
- ②BCPの策定後、詳細な事項を記載したマニュアル等を別途定めた方がよい。

【協議結果】

本件については、2月定例会中に策定できるようにするため、各会派等に持ち帰って検討いただき、次回の議会力向上会議において取りまとめることを確認した。あわせて、堺市議会会議規則等の改正を行い、「堺市議会災害対策会議」を法的に位置づけるかどうかについても、併せて持ち帰り、次回結論を出すことを確認した。

2. 議会審議の見直しについて（別紙資料1～3参照）

前回の会議において持ち帰りとなった本件（別紙資料1～3）について、各会派等の意見をもち寄せた。

冒頭、座長より、議会審議スケジュール等に係る抜本的な見直しの議論は、来年度、引き続き行うこととし、今年度は代表質問を含む本会議の質疑のあり方に関し協議することを確認した。

【各会派等より出された主な意見】

公 明 党 堺 市 議 団	(代表質問について) ・これまでの会派を代表して行う代表質問は、その効果が見えにくかったと感じる。質問の名称は別として、会派の代表一人が代表質問を行い、後は一般質問として、発言時間を設定したうえで自由に発言できる方式とする等の見直しが必要ではないか。
自 由 民 主 党 ・ 市 民 ク ラ ブ	(本会議における質疑について) ・代表質問と大綱質疑は一括質疑・一括答弁方式、一般質問は一問一答方式としてはどうか。 (会議時間について) ・議会及び議員の役割に鑑み、現行の3日間で大綱質疑を行うのが難しいのであれば、代表質問、大綱質疑、一般質問と区別し、4日間とするのもやむを得ないのではないか。

ソレイユ堺	(本会議における質疑について) ・発言人数を制限するのは議会議論の活性化や議会改革と異なる方向になるのではないか。発言機会や時間を制限するのではなく、各会派において現状の課題を意識し、自律することによい。
日本共産党堺市議会議員団	(会議時間について) ・現行の運営方法を制限するのはいかがなものか。大綱質疑を4日間で試行してはどうかと考える。
長谷川俊英議員	(会議時間について) ・議員が議会で発言し、市政の問題点等を質すのは、議会の基本的な役割である。一方、一日当たりの会議時間の長時間化は好ましいとは言えず、議員の発言権を保障するには会議日数を増やせばよい。 (代表質問について) ・各会派〇分以内等、時間を決めてはどうか。

【協議結果】

引き続き、2月定例会において代表質問を試行することとし、試行後、本会議の質疑のあり方も含めた議論を行っていくこととした。また、正副座長より、当面の代表質問のあり方について、本日の議論を踏まえ、改めて実施方法案を次回の議会力向上会議において提示し、協議することとした。

3. 政務活動費運用指針の見直しについて（別紙資料4参照）

「按分の考え方」及び「個人に依頼したポスティングについては、委託契約書をもって見積書、請求書の提出を省くことの是非」について、各会派等の意向聴取を行い、引き続き協議を行った。

なお、正副座長より「切手・はがきの購入について（別紙資料4参照）」、長谷川議員より「ボランティア保険にかかる政務活動費の充当について」の提案があった。

(1) 按分の考え方について

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会堺市議会議員団	按分の基準は設けず、実態に応じて按分するべきである。
公明党堺市議団	按分の基準は設けず、実態に応じて按分するべきである。
自由民主党・市民クラブ	按分の基準は設けず、実態に応じて按分するべきである。
ソレイユ堺	原則として実態に応じて按分するが、按分が困難で説明しきれないものについては、外部有識者の意見聴取等を行ったうえで、一定の按分基準を定めていくべきと考える。
日本共産党堺市議会議員団	按分の基準は設けず、実態に応じて按分するべきである。

長谷川俊英議員	原則として実態に応じて按分するが、按分が困難で説明しきれないものについては、一定の按分基準を定めておくべきである。
---------	---

【協議結果】

本件については、実態に応じて按分していくことを確認した。

なお、実態に応じて按分したことをより客観的に示せる方策については、今後議論していくこととした。

- (2) 個人に依頼したポスティングについては、委託契約書をもって見積書、請求書の提出を省くことの是非について

【協議結果】

本件については、契約金額が10万円未満であれば、見積書の提出を省略することができることを確認した。

- (3) 切手・はがきの購入について

本件については、別紙資料4のとおり、正副座長より提案があった。

【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰って検討いただき、次回の議会力向上会議においては、切手等の購入金額の限度額やレターパック等の取り扱いとあわせて協議することとした。

- (4) ボランティア保険にかかる政務活動費の充当について

長谷川議員より、現行の「政務活動費の運用指針」には、ボランティア保険にかかる明確な規定がなされていないため、運用指針に規定していただきたいとの提案があった。

【協議結果】

ボランティア保険に関わらず、保険全般の政務活動費の充当について、次回の議会力向上会議において協議することとした。

4. 議員を対象とした研究会の公開について

議員を対象とした研修会については、議員の資質向上を目的として開催されるものであり、講師と忌憚のない意見交換を行うことが望ましいことから、これまでどおり公開しない扱いとするか、各会派等から意見を持ち寄り、協議を行った。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	原則公開しない扱いとしても、あくまで原則であり、公開を阻むものではないため、差し支えない。
公明党 堺市議団	公開とすると講師との忌憚のない意見交換が難しくなり、気軽に質問することができなくなるのではないかと。
ソレイユ堺	市民の要請を受けてから決めるのではなく、議会で自主的に決めればよい。

日本共産党 堺市議会議員団	講師からの要請がある際は非公開とするなど、その都度、公開するかどうかの判断をすればよい。
長谷川俊英議員	原則を定めずに、市民から傍聴の請求があれば、その都度判断すればよいのではないかと。非公開とするのであれば、市民に対し説明する責任がある。可能な限り議員活動を市民に見てもらわなければならない。

【協議結果】

次回会議において正副座長案を示し、改めて協議を行うこととした。

5. 各区議員定数配分の見直しについて（別紙資料5参照）

正副座長より、平成27年国勢調査結果による各区議員定数配分の試算（資料5）が示され、本件に関する取扱いについて協議を行った。

【協議結果】

本件については、次期定例会において結論に至るべきことを合意し、議会運営委員会において協議することとした。

6. 議員の処遇について

正副座長より、平成29年4月の堺市議会基本条例の一部改正により、議員の職務を明文化したことを踏まえ、議員の処遇がどうあるべきかを協議する必要がある。また、議員報酬については、議員の職務をどのように遂行していくべきかも含めたうえで議論すべきであり、議員報酬のみの議論であれば当会議の場ではなく、議会運営委員会で議論すべきであるとの説明があった。

【協議結果】

以前の会議（平成28回）において、大阪維新の会堺市議会議員団より、議員報酬を含む議員の処遇について審議されたい旨の要望がなされているが、当該会派の意向を確認をした結果、議員報酬にかかる議論は、今後の議会運営委員会で行うことを確認した。

7. 第32回議会力向上会議の開催日時について

本件については、平成30年2月22日（木）午後2時から開催することとした。